

◎淀川右岸水防事務組合
庁舎建設基金条例

制 定 昭 4 4 . 3 . 2 6 条 例 2

(設 置)

第1条 淀川右岸水防事務組合庁舎建設費に充てるため、組合庁舎建設基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積 立 て)

第2条 基金は、予算からの繰入金をもって積立る。

2 基金の運用から生ずる利益は、基金に繰り入れるものとする。

(運 用)

第3条 基金に属する現金は、管理者が金融機関に預託するものとする。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えて運用することができる。

(繰替運用)

第4条 管理者は、財政上必要あると認めるときは、確実な繰戻の方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を組合の会計に運用することができる。

(施行の細目)

第5条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。